

住民監査請求の手引

1 住民監査請求について

住民監査請求とは、地方自治法第242条の規定に基づき、市民の方が、監査委員に対し、市の財務会計上の行為が違法又は不当に行われたこと等により、市に損害が発生していると認められる場合に、その防止や是正、損害を補てんするための措置が講じられるよう監査を求めることができる制度です。

2 請求の対象について

住民監査請求の対象は、次に掲げる行為又は怠る事実のいずれかに該当する場合に限られます。

財務会計上の違法又は不当な行為	財務計計上の違法又は不当に怠る事実
①公金の支出	①公金の賦課・徴収を怠る事実
②財産の取得・管理・処分	②財産の管理を怠る事実
③契約の締結・履行	
④債務その他の義務の負担	

※ 上記の「行為」が行われることが相当の確実さで予測される場合も対象となります。

3 請求ができる方について

龍ヶ崎市内に住所を有する方（主たる事務所又は本店の所在地が龍ヶ崎市内にある法人を含みます。）は、住民監査請求を行うことができます。

4 請求の期限について

住民監査請求は、請求の対象となる行為のあった日又は終わった日から1年以内に行う必要があります。

また、1年を経過した行為について請求する場合は、正当な理由があることを請求書に記載して説明する必要があります。

5 請求の手続について

住民監査請求は、「請求書」に「事実証明書」を添えて、監査委員あてに提出して行います。

(1) 書面の作成

請求書は、別紙「参考1」を参照のうえ、作成してください。

また、事実証明書は、違法又は不当とする行為等の事実が客観的・具体的に記載された文書です。例えば、請求の対象に関する新聞記事の切抜きや、情報公開制度により開

示を受けた文書の写しなどが挙げられます。

(2) 提出の方法

請求書及び事実証明書は、龍ヶ崎市監査委員事務局まで直接持参するか、又は郵送してください（FAXや電子メールでの提出はできません。）。

請求書及び事実証明書の持参を代理人に委任する場合は、別紙「参考2」を参照のうえ、委任状を作成し、当日持参させてください。

（提出先）

〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地
龍ヶ崎市役所内 龍ヶ崎市監査委員事務局

(3) 請求書等の補正

請求書又は事実証明書の内容に不備がある場合は、期限を定めて、補正を求めることがあります（期限までに補正されない場合は、請求を却下することがあります。）。

(4) 様式のダウンロード

請求書、委任状その他の様式は、市公式ホームページからダウンロードできます。

（市公式ホームページ）

「トップページ」→「市政情報」→「監査（住民監査請求について）」→
→「どのようにして監査請求をするのですか」

6 監査結果等に不服がある場合について

監査結果又は勧告に対する市長等の措置状況に不服がある場合は、所定の期間内に住民訴訟を提起することができます。

また、請求の却下（監査を実施しない場合）に不服がある場合も、住民訴訟は可能です。

①監査の結果又は勧告に不服がある場合	当該通知があった日から30日以内
②勧告に関する市長等の措置に不服がある場合	当該措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内
③監査請求をした日から60日を経過しても監査又は勧告を行わない場合	当該60日を経過した日から30日以内
④勧告を受けた市長等が措置を講じない場合	当該勧告に示された期間を経過した日から30日以内
⑤請求が却下された（監査を実施しなかった）ことに不服がある場合	却下の通知があった日から30日以内

7 よくある質問と回答

Q1 住民監査請求を行った後の手続の流れはどうなりますか？

A1 別紙「住民監査請求手続の主な流れ」を参照してください。

Q2 誰でも、住民監査請求を行うことはできますか？

A2 龍ヶ崎市内に住所を有する方（主たる事務所又は本店の所在地が龍ヶ崎市内にある法人を含みます。）に限られます。

なお、法人格のない団体等の場合は、お問い合わせください。

Q3 市民であることを証明する書類を準備する必要はありますか？

A3 監査委員事務局において、住民票（法人の場合は登記事項証明書）により、請求人の住所（法人の場合は所在地）を確認します。これにより確認できない場合は、龍ヶ崎市内に住所（法人の場合は所在地）を有することを証する書類の提出を求める場合があります。

Q4 複数の方と共同して住民監査請求を行うことはできますか？

A4 龍ヶ崎市内に住所を有する方が、連名で請求を行うことは可能です。

Q5 複数の方と連名で住民監査請求を行う場合に、注意する点はありますか？

A5 あらかじめ、代表者の選任をお願いしています。代表者を選任していただくと、監査委員からの通知等は、代表者に対して行うこととなります。

Q6 管理不十分な公園等の適正管理を求め、住民監査請求を行うことはできますか？

A6 住民監査請求の対象となる「財産の管理」は、当該財産の財産的価値に着目し、その維持、保全や実現を直接の目的としてなされるものに限られます。管理不十分な公園等の是正措置を求めることは、非財産的な行政目的の実現に関するものであることから、住民監査請求の対象となりません。

Q7 住民監査請求の対象となる「行為のあった日」又は「終わった日」とは、何を指しますか？

A7 「行為のあった日」とは、一時的行為のあった日を意味します。また、「終わった日」とは、継続的行為についてその行為が終わった日を意味します。

Q8 住民監査請求では、どのような措置を請求できるのですか？

A8 当該行為等に応じ、次に掲げる措置を請求することが考えられます。

- ・当該行為を事前に防止するために必要な措置（公金支出の差止めなど）
- ・当該行為を事後的に是正するために必要な措置（契約の解除など）
- ・当該怠る事実を改めるための必要な措置（未収金の徴収など）
- ・市のこうむった損害を補てんするために必要な措置（損害賠償の請求など）

8 お問い合わせ

請求の手續その他住民監査請求については、下記にお問い合わせください。

龍ヶ崎市監査委員事務局

電話 0297-64-1111（代表） メール kansa@city.ryugasaki.lg.jp

(別紙) 参考 1

龍ヶ崎市職員措置請求書

龍ヶ崎市長・〇〇委員会・〇〇委員・職員〇〇に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

※請求の対象となる執行機関又は職員を記載してください。

※次の事項について、具体的に記載してください。

- ①誰が（請求の対象となる執行機関又は職員）
- ②いつ、どのような財務会計上の行為を行い、又はどのような怠る事実があるのか
- ③その行為又は怠る事実は、どのような理由で違法又は不当であるのか
- ④その行為又は怠る事実の結果、市にどのような損害が生じているか
- ⑤どのような措置を請求するのか
- ⑥なぜ請求までに1年を経過したのか（請求の対象となる行為から1年を経過して請求する場合は、その正当な理由を記載する。）

2 請求人

住 所
氏 名

※氏名は、必ず「自署」してください。
※共同請求の場合は、全ての方の住所を記載し、氏名は各々自署してください。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

龍ヶ崎市監査委員あて

(備考) 様式は、縦書きとしても差し支えありません。

(別紙) 参考 2

委 任 状

令和 年 月 日付けで行った地方自治法第 242 条第 1 項の規定による
住民監査請求について、次の者に以下の事項を委任します。

1 受任者

(住所) _____

(氏名) _____

2 委任事項

※(注)を参考に、委任事項を具体的に記載してください。また、共同請求の
場合は、代表者を選任のうえ、「請求人に対して行われる通知に関すること」
を委任することについてご検討ください。

令和 年 月 日

龍ヶ崎市監査委員あて

委任者(請求人)(住所) _____

(氏名) _____ 印

共同請求の場合で、委任者が複数となる
ときは、「別紙のとおり」と記載し、「委任
者(請求人)一覧」を添付してください。

(注)

- 委任事項は、次を参考に具体的に記載してください。
 - ・請求書の提出及び請求書記載事項の補正に関すること。
 - ・請求人に対して行われる通知に関すること。
 - ・地方自治法第 242 条第 7 項の規定による陳述に関すること。
 - ・地方自治法第 242 条第 8 項の規定による執行機関等の陳述の聴取を実施する際
の立会いに関すること。
- 共同請求で委任者が複数となる場合は、委任者の一覧を添付してください。

(別紙) 参考2つづき

委 任 者 (請 求 人) 一 覧

住 所	氏 名
<div data-bbox="276 555 1235 779" style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;">※共同請求の場合で、委任者が複数となる場合は、各委任者の住所・氏名を記載、押印のうえ、委任状に添付してください。 ※共同請求の場合で、請求人全員から代理人に委任する場合は、請求人全員の住所・氏名を記載、押印のうえ、委任状に添付してください。</div>	印
	印
	印
	印
	印
	印
	印
	印
	印
	印

(注)

共同請求で委任者が複数となる場合は、各委任者の住所・氏名を記載し、押印してください。